



鳥取県公報

平成 25 年 4 月 23 日 (火)
第 8 4 9 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (356) (東部福祉保健事務所福祉企画課) 2 指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (357) (〃) 2 特定計量器の定期検査の実施 (358) (くらしの安心推進課) 2 国土調査の指定 (359) (農地・水保全課) 3 保安林の指定の解除予定 (360) (森林づくり推進課) 3 土地改良区の役員の就退任 (3件) (361~363) (東部農林事務所地域整備課) 3 土地収用法による事業の認定 (364) (技術企画課) 6 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (365) (治山砂防課) 7 土砂災害警戒区域の指定 (2件) (366・367) (〃) 8 土砂災害警戒区域の名称の変更 (368) (〃) 9 土砂災害警戒区域の図面の変更 (4件) (369~372) (〃) 10 土砂災害特別警戒区域の指定 (2件) (373・374) (〃) 12 建築基準法による道路の位置の指定 (375) (中部総合事務所生活環境局) 15 土地改良区の役員の就退任 (3件) (376~378) (中部総合事務所農林局) 15 開発行為に関する工事の完了 (379) (西部総合事務所生活環境局) 18 会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (380) (会計指導課) 18
◇ 公 告	鳥取県林地開発条例による許可状況の公表 (西部総合事務所農林局) 19
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 19

告 示

鳥取県告示第356号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行う事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
特定非営利活動法人みつばちガーデン	鳥取市古海664-1	みつばちガーデン	鳥取市古海664-1	就労継続支援B型	平成25年 4 月15日

鳥取県告示第357号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県東部福祉保健事務所長 前 嶋 成 樹

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
いなばタクシー株式会社	いなばタクシー株式会社福祉部指定訪問介護事業所	鳥取市河原町谷一木1033-1	平成25年 4 月1日	平成25年 4 月1日	訪問介護

鳥取県告示第358号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

実施区域	実施期日	実施時間	実施場所
倉吉市	平成25年 6 月 6 日（木）	午前10時から 正午まで	倉吉市葵町722 倉吉市役所
〃	〃	午後1時から 午後3時まで	〃

〃	平成25年 6 月10日 (月)	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成25年 6 月14日 (金)	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	〃
〃	平成25年 6 月18日 (火)	午前10時から 正午まで	〃
〃	〃	午後 1 時から 午後 3 時まで	倉吉市関金町大鳥居193- 1 倉吉市役所関金庁舎

鳥取県告示第359号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の調査を平成25年 4 月16日に国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積（平方キロメートル）
米子市	米子市富益町の一部	平成25年 5 月 7 日から 平成26年 3 月31日まで	0.25

鳥取県告示第360号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所
倉吉市立見字大清水963の 3（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 解除の理由
道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第361号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり秋里江津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事	中 村 幸 治	鳥取市江津654
〃	村 上 力	鳥取市江津601
〃	松 下 清 寿	鳥取市江津628
〃	青 木 充 宏	鳥取市江津668
〃	新 田 一 郎	鳥取市江津679
監 事	魚 崎 勇	鳥取市江津610
〃	高 田 忠 治	鳥取市江津635

平成25年 4 月12日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	中 村 幸 治	鳥取市江津654
〃	村 上 力	鳥取市江津601
〃	山 本 誠	鳥取市江津638
〃	新 田 一 郎	鳥取市江津679
〃	青 木 充 宏	鳥取市江津668
監 事	魚 崎 勇	鳥取市江津610
〃	高 田 忠 治	鳥取市江津635

平成25年 4 月13日就任 任期 2 年

鳥取県告示第362号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大口径土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理 事	高 見 則 夫	鳥取市蔵田245
〃	三 輪 武 弘	鳥取市美和147
〃	田 村 正 男	鳥取市馬場171－ 5
〃	霜 田 充	鳥取市宮長97
〃	西 尾 義 昭	鳥取市数津164
〃	山 下 貞 雄	鳥取市中大路127
〃	村 山 博 康	鳥取市雲山107－ 1
〃	福 田 均	鳥取市馬場312－ 2
〃	花 山 英 夫	鳥取市円通寺821－ 4
監 事	間屋口 哲 雄	鳥取市国安88

〃 藤岡芳満 鳥取市古市637
平成25年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 高見則夫 鳥取市蔵田245
〃 花山英夫 鳥取市円通寺821-4
〃 山下貞雄 鳥取市中大路127
〃 下田弘人 鳥取市宮長95
〃 西尾義昭 鳥取市数津164
〃 奥田兼之 鳥取市馬場259-21
〃 村山博康 鳥取市雲山107-1
〃 山田祐治 鳥取市美和117
〃 村田幸範 鳥取市馬場214-1
監事 杉浦爲佐夫 鳥取市国安950-1
〃 藤岡芳満 鳥取市古市637
平成25年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第363号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月23日

鳥取県東部農林事務所長 中 村 均

退任した役員の氏名及び住所

理事 石川雄光 八頭郡八頭町花272
〃 奥田隆雄 八頭郡八頭町池田295
〃 谷本正敏 八頭郡八頭町米岡106-5
〃 岩城正一 八頭郡八頭町船岡300
〃 村尾昇 八頭郡八頭町福井321-1
〃 山根道夫 鳥取市河原町三谷357
〃 梶川和生 鳥取市河原町高福87
監事 細田重明 八頭郡八頭町大門165
〃 山根貞巳 鳥取市河原町今在家434
〃 林正憲 八頭郡八頭町坂田102
平成25年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 石川雄光 八頭郡八頭町花272
〃 奥田隆雄 八頭郡八頭町池田295
〃 谷本正敏 八頭郡八頭町米岡106-5
〃 岩城正一 八頭郡八頭町船岡300
〃 村尾昇 八頭郡八頭町福井321-1
〃 山根道夫 鳥取市河原町三谷357

〃 梶 川 和 生 鳥取市河原町高福87
監 事 細 田 重 明 八頭郡八頭町大門165
〃 山 根 貞 巳 鳥取市河原町今在家434
〃 林 正 憲 八頭郡八頭町坂田102
平成25年 4 月 1 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第364号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成25年 4 月 23 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 起業者の名称

社会福祉法人真誠会

2 事業の種類

認知症対応型共同生活介護事業所整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分 米子市和田町字荒神西地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

認知症対応型共同生活介護事業所整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第23号に掲げる社会福祉法（昭和26年法律第45号）による社会福祉事業の用に供する施設に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である社会福祉法人真誠会（以下「起業者」という。）は、社会福祉法第2条第3項第4号に掲げる第2種社会福祉事業を実施することができる団体であり、既に本件事業に係る予算措置も講じられているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、起業者が運営する小規模多機能型居宅介護施設真誠会ふる里等の隣接地（以下「本件土地」という。）に認知症対応型共同生活介護事業所（以下「グループホーム」という。）を整備するものである。

本件事業の実施により得られる公共の利益及び失われる利益を比較衡量した結果、次に掲げる理由から、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められ、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

ア 得られる公共の利益

本件事業は、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会の実現を目的としており、地域の社会福祉に貢献すると見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）による環境影響評価の対象事業ではなく、工事の際に周辺環境へ十分配慮して施工することにより、本件事業により失われる環境上の利益は軽微なものになると予測される。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業を施行する上で最小限度の範囲であると認められる。

また、本件事業に係る起業地の選定に当たっては、米子市の介護保険事業計画等に基づく計画地域内に位置していること、交通の利便性が高いこと、事業費が経済的であること等を条件に 3 つの土地について比較検討した結果、これらの要件を満たすものとして本件土地が選定されており、本件土地が最も合理的なものと認められる。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、次に掲げる理由から、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、認知症高齢者がグループホームという場で地域社会での日常生活を送ることにより、個人としての自立した生活ができるための支援や、介護の困難性を伴う家族支援を行うものであり、米子市において、高齢化率や認知症高齢者、待機者数等が増加していることから、介護保険事業計画等において、その整備が計画されている。その中で未整備地区である米子市立美保中学校区における整備事業者として米子市に認定されたのが起業者であり、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の実施に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

(5) 結論

(1) から (4) までの判断から、本件事業は法第20条各号の要件を充足していると認められるため、同条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

米子市加茂町一丁目1

米子市役所

鳥取県告示第365号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び鳥取県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

鹿の子地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱7号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市用瀬町安蔵字九蔵977-3	1号
鳥取市用瀬町安蔵字林ノ谷1307-1	2号
鳥取市用瀬町安蔵字向山1298	3号
鳥取市用瀬町安蔵字林ノ谷1307-1	4号

鳥取市用瀬町安蔵字脊戸田1053-4	5号
鳥取市用瀬町安蔵字脊戸田1051	6号
鳥取市用瀬町安蔵字九蔵1004-1	7号

鳥取県告示第366号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

倉吉市

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

山ノ神谷川（Ⅱ-1-2-21-27）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第367号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

小木脇谷川（Ⅰ-1-2-20-130）、大谷川（Ⅰ-1-2-20-131）、俵原谷川（Ⅰ-1-2-20-132）、エノソラ川（Ⅰ-1-2-20-133）、西川谷川（Ⅰ-1-2-20-134）、千ノ谷川（Ⅰ-1-2-20-135）、五輪谷川（Ⅰ-1-2-20-136）、奥谷川（Ⅰ-1-2-20-137）、宮ノ上谷川（Ⅰ-1-2-20-138）、京ノ谷川（Ⅱ-1-2-20-64）、井出ノ原谷川（Ⅱ-1-2-20-70）、大谷口谷川（Ⅱ-1-2-20-71）、北田谷川（Ⅲ-1-2-20-1）、森下ノ谷川（Ⅲ-1-2-20-2）、森中ノ谷川（Ⅲ-1-2-20-3）、森上ノ谷川（Ⅲ-1-2-20-4）、柿谷下谷川（Ⅲ-1-2-20-6）、倉見谷川（Ⅲ-1-2-20-9）、セスケ谷川（Ⅲ-1-2-20-10）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

下畑 3 地区 (Ⅱ-3635)、福山 8 地区 (Ⅱ-3636)、大谷 5 地区 (Ⅱ-3637)、大谷 6 地区 (Ⅱ-3638)、森 6 地区 (Ⅱ-3639)、赤松 4 地区 (Ⅱ-3640)、赤松 3 地区 (Ⅱ-3641)、助谷 4 地区 (Ⅱ-3642)、曹源寺 3 地区 (Ⅱ-3643)、穴鴨 4 地区 (Ⅱ-3644)、横手 4 地区 (Ⅲ-4256)、砂原 3 地区 (Ⅲ-4257)、三朝 7 地区 (Ⅲ-4258)、横手 5 地区 (Ⅲ-4259)、森 3 地区 (Ⅲ-4260)、森 4 地区 (Ⅲ-4261)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第368号

平成20年鳥取県告示第226号(土砂災害警戒区域の指定について)で指定した土砂災害警戒区域に係る土砂災害警戒区域の名称を次のとおり変更したので、告示する。

平成25年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	変更前	変更後
三朝町	土石流	砂原谷川 (Ⅰ-1-2-20-44)	ミョウガ谷川 (Ⅰ-1-2-20-44)
		大谷川 (Ⅰ-1-2-20-45)	後谷川 (Ⅰ-1-2-20-45)
		西小鹿川 (Ⅰ-1-2-20-63)	西小鹿谷川 (Ⅰ-1-2-20-63)
		ヒーガ谷川 (Ⅰ-1-2-20-65)	上ノ谷川 (Ⅰ-1-2-20-65)
		机田谷川 (Ⅰ-1-2-20-81)	バア谷川 (Ⅰ-1-2-20-81)
		上曹源寺谷川 (Ⅱ-1-2-20-32)	安水谷川 (Ⅱ-1-2-20-32)
		恋谷川 (Ⅱ-1-2-20-35)	恋谷川 (Ⅱ-1-2-20-65)
		投入堂下谷川 (Ⅱ-1-2-20-36)	投入堂下谷川 (Ⅱ-1-2-20-66)
		大瀬丸頭谷川 (Ⅱ-1-2-20-37)	大瀬丸頭谷川 (Ⅱ-1-2-20-67)
		大瀬丸上谷川 (Ⅱ-1-2-20-38)	大瀬丸上谷川 (Ⅱ-1-2-20-68)
	急傾斜地の崩壊	片柴地区 (Ⅱ-2681)	片柴 2 地区 (Ⅱ-2681)
		鎌田 4 地区 (Ⅱ-2699)	下谷 6 地区 (Ⅱ-2699)
		曹源寺 2 地区 (Ⅱ-2727)	安水地区 (Ⅱ-2727)

鳥取県告示第369号

平成18年鳥取県告示第188号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域
福庭地区（I-616）
- 2 変更した年月日 平成25年 4 月23日

鳥取県告示第370号

平成19年鳥取県告示第317号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備えて置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域
立見地区（I-673）、山根3地区（I-1371）
- 2 変更した年月日 平成25年 4 月23日

鳥取県告示第371号

平成20年鳥取県告示第226号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備えて置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域
宮谷川（I-1-2-20-1）、本泉川（I-1-2-20-4）、北ノ谷川（I-1-2-20-10）、曹源寺中谷川（I-1-2-20-13）、下曹源谷川（I-1-2-20-14）、曹源寺右谷川（I-1-2-20-16）、久原谷川（I-1-2-20-18）、下助谷谷川（I-1-2-20-22）、牧上谷川（I-1-2-20-28）、山田一谷川（I-1-2-20-38）、宮の谷川（I-1-2-20-40）、湯谷川（I-1-2-20-43）、ミョウガ谷川（I-1-2-20-44）、坪谷川（I-1-2-20-47）、黒川谷川（I-1-2-20-49）、俵原谷川（I-1-2-20-50）、釜ノ谷川（I-1-2-20-51）、尼子川（I-1-2-20-52）、水引谷

川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－55）、澤ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－56）、天谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－57）、東小鹿川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－59）、仏谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－61）、丹戸谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－62）、西小鹿谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－63）、下小鹿谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－64）、上ノ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－65）、枯芦山谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－66）、樋ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－70）、栗谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－75）、向谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－76）、徳本谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－77）、吉尾左谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－79）、柿野柏川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－80）、バア谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－81）、笏賀川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－86）、巢谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－92）、カノウ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－94）、上加谷谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－95）、スズカ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－102）、大谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－106）、下大谷谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－108）、鉄山ヶ谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－113）、下西山谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－119）、吉尾右谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－120）、大刈山谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－121）、鉛山谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－122）、鉛山中谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－123）、福吉中谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－124）、小河内下谷川（Ⅰ－Ⅰ－Ⅱ－20－125）、久鳥谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－1）、西曹源寺谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－3）、西山谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－4）、上高橋谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－9）、下谷谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－14）、柿谷西谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－15）、瀬戸の谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－18）、柿谷南谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－19）、福吉東谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－23）、大水口谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－25）、福吉下谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－26）、池ノ谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－27）、安水谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－32）、下畑谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－35）、福山中谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－44）、牧原谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－56）、上大柿谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－60）、岩本上谷川（Ⅱ－Ⅰ－Ⅱ－20－69）、森北谷川 2（Ⅲ－Ⅰ－Ⅱ－20－5）、マブ谷川（Ⅲ－Ⅰ－Ⅱ－20－7）、森北谷川（Ⅲ－Ⅰ－Ⅱ－20－8）、吉原地区（Ⅰ－724）、丹戸地区（Ⅰ－727）、神倉地区（Ⅰ－728）、東小鹿地区（Ⅰ－729）、西小鹿地区（Ⅰ－730）、高橋地区（Ⅰ－731）、岩本地区（Ⅰ－732）、桜ヶ丘地区（Ⅰ－734）、余戸地区（Ⅰ－735）、片柴地区（Ⅰ－736）、砂原地区（Ⅰ－737）、三朝 1 地区（Ⅰ－738）、横手地区（Ⅰ－740）、本泉 1 地区（Ⅰ－744）、森地区（Ⅰ－746）、鎌田地区（Ⅰ－747）、吉尾地区（Ⅰ－749）、下谷地区（Ⅰ－750）、福田地区（Ⅰ－751）、笏賀地区（Ⅰ－753）、実光地区（Ⅰ－754）、福吉地区（Ⅰ－755）、若宮地区（Ⅰ－757）、今泉地区（Ⅰ－758）、湯谷地区（Ⅰ－759）、牧地区（Ⅰ－760）、大柿地区（Ⅰ－763）、助谷地区（Ⅰ－765）、久原地区（Ⅰ－766）、穴鴨 1 地区（Ⅰ－767）、木地山地区（Ⅰ－769）、下西谷地区（Ⅰ－770）、上西谷地区（Ⅰ－771）、下畑地区（Ⅰ－772）、三軒家地区（Ⅰ－773）、坂本 1 地区（Ⅰ－774）、中津地区（Ⅰ－776）、徳本地区（Ⅰ－1149）、三朝 2 地区（Ⅰ－1150）、三朝 3 地区（Ⅰ－1151）、本泉 2 地区（Ⅰ－1157）、大瀬 4 地区（Ⅰ－1391）、山田 3 地区（Ⅰ－1392）、山田 4 地区（Ⅰ－1393）、横手 2 地区（Ⅰ－1395）、三朝 4 地区（Ⅰ－1396）、三朝 5 地区（Ⅰ－1397）、砂原 2 地区（Ⅰ－1398）、吉田 2 地区（Ⅰ－1400）、福吉 2 地区（Ⅰ－1401）、恋谷団地地区（Ⅰ－人工 37）、山田 2 地区（Ⅰ－人工 46）、若宮地区（Ⅱ－2676）、森 2 地区（Ⅱ－2677）、横手 3 地区（Ⅱ－2678）、余戸 3 地区（Ⅱ－2680）、三徳地区（Ⅱ－2685）、三徳 3 地区（Ⅱ－2687）、吉田 3 地区（Ⅱ－2689）、西小鹿 2 地区（Ⅱ－2691）、鎌田 2 地区（Ⅱ－2697）、下谷 6 地区（Ⅱ－2699）、吉尾 2 地区（Ⅱ－2700）、吉尾 4 地区（Ⅱ－2702）、下谷 2 地区（Ⅱ－2703）、下谷 3 地区（Ⅱ－2704）、下谷 5 地区（Ⅱ－2706）、笏賀 2 地区（Ⅱ－2710）、柿谷地区（Ⅱ－2712）、柿谷 2 地区（Ⅱ－2713）、柿谷 4 地区（Ⅱ－2715）、赤松地区（Ⅱ－2717）、赤松 2 地区（Ⅱ－2718）、大柿 2 地区（Ⅱ－2720）、助谷 2 地区（Ⅱ－2721）、助谷 3 地区（Ⅱ－2722）、曹源寺地区（Ⅱ－2726）、安水地区（Ⅱ－2727）、木地山 2 地区（Ⅱ－2730）、田代 2 地区（Ⅱ－2736）、田代 3 地区（Ⅱ－2737）、下畑 2 地区（Ⅱ－2738）、大谷 4 地区（Ⅱ－2742）、上西谷 2 地区（Ⅱ－2743）、高橋 5 地区（Ⅱ－2752）、三徳 6 地区（Ⅱ－3593）

2 変更した年月日 平成25年4月23日

鳥取県告示第372号

平成20年鳥取県告示第231号（土砂災害警戒区域の指定について）で指定した土砂災害警戒区域に係る図面を変更したので、告示する。

なお、変更後の図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え

置いて縦覧に供する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 図面を変更した土砂災害警戒区域
堰谷川（I-1-2-21-14）
- 2 変更した年月日 平成25年 4 月23日

鳥取県告示第373号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
 - （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - （3）土砂災害特別警戒区域の名称
住吉谷川（I-1-2-16-23）
 - （4）土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
 - （5）土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
 - 2（1）土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称
倉吉市
 - （2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
 - （3）土砂災害特別警戒区域の名称
福庭地区（I-616）、立見地区（I-673）、山根3地区（I-1371）
 - （4）土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおりとする。
 - （5）政令第4条に規定する衝撃に関する事項
次の図のとおりとする。
- （「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第374号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害特別警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成25年 4 月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

宮谷川 (I-1-2-20-1)、城谷川 (I-1-2-20-2)、本泉川 (I-1-2-20-4)、荒神谷川 (I-1-2-20-8)、北ノ谷川 (I-1-2-20-10)、曹源寺中谷川 (I-1-2-20-13)、下曹源谷川 (I-1-2-20-14)、曹源寺右谷川 (I-1-2-20-16)、水月庵の谷川 (I-1-2-20-17)、久原谷川 (I-1-2-20-18)、清ヶ崎谷川 (I-1-2-20-20)、下助谷谷川 (I-1-2-20-22)、五郷谷川 (I-1-2-20-27)、牧上谷川 (I-1-2-20-28)、南今泉谷川 (I-1-2-20-29)、背戸谷川 (I-1-2-20-32)、若宮谷川 (I-1-2-20-33)、東大瀬谷川 (I-1-2-20-35)、宮の谷川 (I-1-2-20-40)、北平谷川 (I-1-2-20-42)、湯谷川 (I-1-2-20-43)、ミョウガ谷川 (I-1-2-20-44)、後谷川 (I-1-2-20-45)、坪谷川 (I-1-2-20-47)、黒川谷川 (I-1-2-20-49)、尼子川 (I-1-2-20-52)、大谷川 (I-1-2-20-53)、天谷川 (I-1-2-20-57)、上床谷川 (I-1-2-20-60)、丹戸谷川 (I-1-2-20-62)、西小鹿谷川 (I-1-2-20-63)、下小鹿谷川 (I-1-2-20-64)、砂原谷川 (I-1-2-20-71)、栗谷川 (I-1-2-20-75)、向谷川 (I-1-2-20-76)、徳本谷川 (I-1-2-20-77)、吉尾左谷川 (I-1-2-20-79)、柿野柏川 (I-1-2-20-80)、バア谷川 (I-1-2-20-81)、戒谷川 (I-1-2-20-82)、オコ谷川 (I-1-2-20-83)、笏賀川 (I-1-2-20-86)、モクロウ谷川 (I-1-2-20-87)、奥モクロウ谷川 (I-1-2-20-88)、稲戸谷川 (I-1-2-20-91)、巢谷川 (I-1-2-20-92)、上加谷谷川 (I-1-2-20-95)、フリア谷川 (I-1-2-20-96)、尺谷川 (I-1-2-20-98)、穴鴨平谷川 (I-1-2-20-100)、後口屋谷川 (I-1-2-20-101)、スズカ谷川 (I-1-2-20-102)、田代川 (I-1-2-20-103)、座性寺谷川 (I-1-2-20-104)、大谷川 (I-1-2-20-106)、穴谷川 (I-1-2-20-107)、下大谷谷川 (I-1-2-20-108)、大谷西上谷川 (I-1-2-20-109)、大谷西下谷川 (I-1-2-20-111)、鉄山ヶ谷川 (I-1-2-20-113)、中福山谷川 (I-1-2-20-114)、家の奥谷川 (I-1-2-20-115)、定谷川 (I-1-2-20-116)、扇谷川 (I-1-2-20-117)、タワ平谷川 (I-1-2-20-118)、下西山谷川 (I-1-2-20-119)、吉尾右谷川 (I-1-2-20-120)、大刈山谷川 (I-1-2-20-121)、鉛山谷川 (I-1-2-20-122)、鉛山中谷川 (I-1-2-20-123)、福吉中谷川 (I-1-2-20-124)、大瀬上谷川 (I-1-2-20-127)、栗祖谷川 (I-1-2-20-128)、森下谷川 (I-1-2-20-129)、大谷川 (I-1-2-20-131)、西川谷川 (I-1-2-20-134)、千ノ谷川 (I-1-2-20-135)、奥谷川 (I-1-2-20-137)、久鳥谷川 (II-1-2-20-1)、福山川 (II-1-2-20-2)、西曹源寺谷川 (II-1-2-20-3)、西山谷川 (II-1-2-20-4)、チブイ谷川 (II-1-2-20-8)、上高橋谷川 (II-1-2-20-9)、上神倉谷川 (II-1-2-20-10)、下神倉谷川 (II-1-2-20-11)、岩本谷川 (II-1-2-20-12)、下谷谷川 (II-1-2-20-14)、柿谷西谷川 (II-1-2-20-15)、瀬戸の谷川 (II-1-2-20-18)、柿谷南谷川 (II-1-2-20-19)、福吉東谷川 (II-1-2-20-23)、大水口谷川 (II-1-2-20-25)、福吉下谷川 (II-1-2-20-26)、池ノ谷川 (II-1-2-20-27)、小和谷川 (II-1-2-20-28)、中津谷川 (II-1-2-20-31)、安水谷川 (II-1-2-20-32)、東柿谷川 (II-1-2-20-33)、小代路谷川 (II-1-2-20-34)、下畑谷川 (II-1-2-20-35)、大谷東谷川 (II-1-2-20-36)、三軒屋西谷川 (II-1-2-20-39)、上畑谷川 (II-1-2-20-40)、又谷川 (II-1-2-20-41)、南福山谷川 (II

－ 1－2－20－42）、南福山中谷川（Ⅱ－1－2－20－43）、福山中谷川（Ⅱ－1－2－20－44）、木地山下谷川（Ⅱ－1－2－20－45）、今井谷川（Ⅱ－1－2－20－46）、下谷川（Ⅱ－1－2－20－47）、熊ノ谷川（Ⅱ－1－2－20－48）、太郎田川（Ⅱ－1－2－20－49）、桜ヶ谷川（Ⅱ－1－2－20－55）、牧原谷川（Ⅱ－1－2－20－56）、小原谷川（Ⅱ－1－2－20－57）、黒谷川（Ⅱ－1－2－20－58）、屋敷谷川（Ⅱ－1－2－20－59）、上大柿谷川（Ⅱ－1－2－20－60）、下大柿谷川（Ⅱ－1－2－20－61）、恩鳥谷川（Ⅱ－1－2－20－62）、恋谷川（Ⅱ－1－2－20－65）、大瀬丸頭谷川（Ⅱ－1－2－20－67）、大瀬丸上谷川（Ⅱ－1－2－20－68）、岩本上谷川（Ⅱ－1－2－20－69）、井出ノ原谷川（Ⅱ－1－2－20－70）、大谷口谷川（Ⅱ－1－2－20－71）、北田谷川（Ⅲ－1－2－20－1）、森下ノ谷川（Ⅲ－1－2－20－2）、森中ノ谷川（Ⅲ－1－2－20－3）、森上ノ谷川（Ⅲ－1－2－20－4）、森北谷川 2（Ⅲ－1－2－20－5）、柿谷下谷川（Ⅲ－1－2－20－6）、マブ谷川（Ⅲ－1－2－20－7）、森北谷川（Ⅲ－1－2－20－8）、倉見谷川（Ⅲ－1－2－20－9）、セスケ谷川（Ⅲ－1－2－20－10）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号。以下「政令」という。）第4条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害特別警戒区域を指定する市町村の名称

三朝町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害特別警戒区域の名称

俵原地区（Ⅰ－723）、吉原地区（Ⅰ－724）、成地区（Ⅰ－725）、合谷地区（Ⅰ－726）、丹戸地区（Ⅰ－727）、神倉地区（Ⅰ－728）、東小鹿地区（Ⅰ－729）、西小鹿地区（Ⅰ－730）、高橋地区（Ⅰ－731）、岩本地区（Ⅰ－732）、吉田地区（Ⅰ－733）、桜ヶ丘地区（Ⅰ－734）、余戸地区（Ⅰ－735）、片柴地区（Ⅰ－736）、砂原地区（Ⅰ－737）、三朝1地区（Ⅰ－738）、横手地区（Ⅰ－740）、大瀬1地区（Ⅰ－741）、大瀬2地区（Ⅰ－742）、大瀬3地区（Ⅰ－743）、本泉1地区（Ⅰ－744）、天神町地区（Ⅰ－745）、森地区（Ⅰ－746）、鎌田地区（Ⅰ－747）、吉尾地区（Ⅰ－749）、下谷地区（Ⅰ－750）、小河内地区（Ⅰ－752）、笏賀地区（Ⅰ－753）、実光地区（Ⅰ－754）、福吉地区（Ⅰ－755）、鉛山地区（Ⅰ－756）、若宮地区（Ⅰ－757）、今泉地区（Ⅰ－758）、湯谷地区（Ⅰ－759）、牧地区（Ⅰ－760）、久鳥地区（Ⅰ－762）、大柿地区（Ⅰ－763）、恩地地区（Ⅰ－764）、助谷地区（Ⅰ－765）、久原地区（Ⅰ－766）、穴鴨1地区（Ⅰ－767）、穴鴨2地区（Ⅰ－768）、木地山地区（Ⅰ－769）、下西谷地区（Ⅰ－770）、上西谷地区（Ⅰ－771）、下畑地区（Ⅰ－772）、三軒家地区（Ⅰ－773）、坂本1地区（Ⅰ－774）、坂本2地区（Ⅰ－775）、中津地区（Ⅰ－776）、徳本地区（Ⅰ－1149）、三朝2地区（Ⅰ－1150）、三朝3地区（Ⅰ－1151）、本泉2地区（Ⅰ－1157）、大瀬4地区（Ⅰ－1391）、山田3地区（Ⅰ－1392）、山田4地区（Ⅰ－1393）、山田5地区（Ⅰ－1394）、横手2地区（Ⅰ－1395）、三朝4地区（Ⅰ－1396）、三朝5地区（Ⅰ－1397）、砂原2地区（Ⅰ－1398）、余戸2地区（Ⅰ－1399）、吉田2地区（Ⅰ－1400）、福吉2地区（Ⅰ－1401）、三徳5地区（Ⅰ－1554）、恋谷団地地区（Ⅰ－人工37）、山田2地区（Ⅰ－人工46）、若宮地区（Ⅱ－2676）、森2地区（Ⅱ－2677）、横手3地区（Ⅱ－2678）、三朝6地区（Ⅱ－2679）、余戸3地区（Ⅱ－2680）、片柴2地区（Ⅱ－2681）、坂本3地区（Ⅱ－2682）、坂本4地区（Ⅱ－2683）、坂本5地区（Ⅱ－2684）、三徳地区（Ⅱ－2685）、三徳2地区（Ⅱ－2686）、三徳3地区（Ⅱ－2687）、三徳4地区（Ⅱ－2688）、吉田3地区（Ⅱ－2689）、高橋2地区（Ⅱ－2690）、西小鹿2地区（Ⅱ－2691）、高橋3地区（Ⅱ－2692）、高橋4地区（Ⅱ－2693）、西小鹿3地区（Ⅱ－2694）、西小鹿4地区（Ⅱ－2695）、神倉2地区（Ⅱ－2696）、鎌田2地区（Ⅱ－2697）、鎌田3地区（Ⅱ－2698）、下谷6地区（Ⅱ－2699）、吉尾3地区（Ⅱ－2701）、吉尾4地区（Ⅱ－2702）、下谷2地区（Ⅱ－2703）、下谷3地区（Ⅱ－2704）、下谷4地区（Ⅱ－2705）、下谷5地区（Ⅱ－2706）、小河内2地区（Ⅱ－2707）、小河内3地区（Ⅱ－2708）、小河内4地区（Ⅱ－2709）、笏賀

2 地区（Ⅱ-2710）、笏賀 3 地区（Ⅱ-2711）、柿谷地区（Ⅱ-2712）、柿谷 2 地区（Ⅱ-2713）、柿谷 3 地区（Ⅱ-2714）、柿谷 4 地区（Ⅱ-2715）、福吉 3 地区（Ⅱ-2716）、赤松地区（Ⅱ-2717）、赤松 2 地区（Ⅱ-2718）、赤松 3 地区（Ⅱ-2719）、大柿 2 地区（Ⅱ-2720）、助谷 2 地区（Ⅱ-2721）、助谷 3 地区（Ⅱ-2722）、久原 2 地区（Ⅱ-2723）、久原 3 地区（Ⅱ-2724）、久原 4 地区（Ⅱ-2725）、曹源寺地区（Ⅱ-2726）、安水地区（Ⅱ-2727）、穴鴨 3 地区（Ⅱ-2728）、加谷地区（Ⅱ-2729）、木地山 2 地区（Ⅱ-2730）、木地山 3 地区（Ⅱ-2731）、木地山 4 地区（Ⅱ-2732）、木地山 5 地区（Ⅱ-2733）、下西谷地区（Ⅱ-2734）、田代地区（Ⅱ-2735）、田代 2 地区（Ⅱ-2736）、田代 3 地区（Ⅱ-2737）、下畑 2 地区（Ⅱ-2738）、大谷地区（Ⅱ-2739）、大谷 2 地区（Ⅱ-2740）、大谷 3 地区（Ⅱ-2741）、大谷 4 地区（Ⅱ-2742）、上西谷 2 地区（Ⅱ-2743）、福山地区（Ⅱ-2744）、福山 2 地区（Ⅱ-2745）、福山 3 地区（Ⅱ-2746）、福山 4 地区（Ⅱ-2747）、福山 5 地区（Ⅱ-2748）、福山 6 地区（Ⅱ-2749）、福山 7 地区（Ⅱ-2750）、今泉 2 地区（Ⅱ-2751）、高橋 5 地区（Ⅱ-2752）、神倉 3 地区（Ⅱ-3592）、三徳 6 地区（Ⅱ-3593）、下畑 3 地区（Ⅱ-3635）、福山 8 地区（Ⅱ-3636）、大谷 5 地区（Ⅱ-3637）、大谷 6 地区（Ⅱ-3638）、森 6 地区（Ⅱ-3639）、赤松 4 地区（Ⅱ-3640）、赤松 3 地区（Ⅱ-3641）、助谷 4 地区（Ⅱ-3642）、曹源寺 3 地区（Ⅱ-3643）、穴鴨 4 地区（Ⅱ-3644）、横手 4 地区（Ⅲ-4256）、砂原 3 地区（Ⅲ-4257）、三朝 7 地区（Ⅲ-4258）、横手 5 地区（Ⅲ-4259）、森 3 地区（Ⅲ-4260）、森 4 地区（Ⅲ-4261）

(4) 土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

(5) 政令第 4 条に規定する衝撃に関する事項

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局並びに三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第375号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定する道路の位置を平成25年4月23日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成25年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

申請者の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡三朝町大字大瀬1031-2 田栗 泰博	東伯郡北栄町大字国坂1729-3、 1730-3	幅員 6.00メートル 延長 39.76メートル

鳥取県告示第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大鴨土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

監 事 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008
" 上 田 新 一 倉吉市福守町189-16
" 加 島 豊 年 倉吉市不入岡317-1

平成25年4月4日退任

就任した役員の氏名及び住所

監 事 入 澤 須賀雄 倉吉市耳616
" 米 田 健 二 倉吉市鴨河内1008
" 坂 本 福 朗 倉吉市旭田町87
" 加 島 豊 年 倉吉市不入岡317-1

平成25年4月5日就任 任期3年

鳥取県告示第377号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年4月23日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 山 本 正 雄 倉吉市大原625
" 牧 野 文 徳 倉吉市大原240
" 倉 繁 久 雄 倉吉市大原51-1
" 岩 本 収 二 倉吉市大原180
" 涌 嶋 勝 利 倉吉市栗尾231-1
" 小 椋 満 久 倉吉市大原232-2
" 澤 静 男 倉吉市上余戸136-1
" 牧 野 和 義 倉吉市大原597
" 涌 嶋 清 正 倉吉市上余戸489-1
監 事 山 口 利 彦 倉吉市大原191
" 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸462-1

平成25年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 牧 野 文 徳 倉吉市大原240
" 牧 野 和 義 倉吉市大原597
" 山 本 浩 倉吉市大原625
" 涌 嶋 勝 利 倉吉市栗尾231-1
" 生 部 治 己 倉吉市上余戸281
" 山 崎 光 雄 倉吉市大原90
" 村 上 雅 俊 倉吉市大原207-1
" 澤 静 男 倉吉市上余戸136-1
" 山 崎 昌 徳 倉吉市大原190

監 事 門 脇 愛 恭 倉吉市上余戸462- 1
" 山 口 修 身 倉吉市大原238
平成25年 4 月 1 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第378号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成25年 4 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 中 山 孝 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 弘 美	東伯郡琴浦町大字赤碕47
"	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
"	入 江 徹	東伯郡琴浦町大字別所417- 1
"	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
"	鉄 本 忠 宏	東伯郡琴浦町大字八橋1494
"	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353- 3
"	前 田 智 章	東伯郡琴浦町大字出上15- 31
"	高 橋 廣 吉	東伯郡琴浦町大字勝田189
"	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388- 2
"	中 本 敏	東伯郡琴浦町大字竹内539
"	入 江 忠 夫	東伯郡琴浦町大字宮木310- 1
"	高 力 典 正	東伯郡琴浦町大字高岡387- 1
"	福 元 一 男	東伯郡琴浦町大字筧津405
"	秦 野 博 文	東伯郡琴浦町大字湯坂48
"	石 賀 昭 一	東伯郡琴浦町大字尾張173- 3
"	来 家 茂 秋	東伯郡琴浦町大字竹内369
"	丸 本 忠 良	東伯郡琴浦町大字八橋1735
監 事	大 黒 躑 立	東伯郡琴浦町大字赤碕1285
"	山 田 道 雄	東伯郡琴浦町大字西宮12- 1
"	川 上 喜八朗	東伯郡琴浦町大字高岡284

平成25年 3 月 31 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 弘 美	東伯郡琴浦町大字赤碕47
"	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
"	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
"	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353- 3
"	前 田 智 章	東伯郡琴浦町大字出上15- 31
"	高 橋 廣 吉	東伯郡琴浦町大字勝田189
"	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388- 2
"	中 本 敏	東伯郡琴浦町大字竹内539
"	来 家 茂 秋	東伯郡琴浦町大字竹内369

〃 高 力 典 正 東伯郡琴浦町大字高岡387-1
〃 福 元 一 男 東伯郡琴浦町大字籠津405
〃 秦 野 博 文 東伯郡琴浦町大字湯坂48
〃 石 賀 昭 一 東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃 中 村 文 雄 東伯郡琴浦町大字八橋455
〃 永 田 温 美 東伯郡琴浦町大字八橋1090
監 事 山 田 道 雄 東伯郡琴浦町大字西宮12-1
〃 入 江 徹 東伯郡琴浦町大字別所417-1
〃 川 上 喜八朗 東伯郡琴浦町大字高岡284

平成25年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第379号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成25年4月23日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成25年2月4日 鳥取県指令第201200168181号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字辻堂
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市渡町字辻堂2003-10
早川 和宏

鳥取県告示第380号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成25年4月23日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
コンビニエンスストアの店舗において納付された県税及びクレジットカードによって納付された県税の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県総務部税務課
税務専門員兼課長補佐 谷長 正彦
- 3 委任期間
平成25年4月10日から平成26年3月31日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成25年 4 月 23 日

鳥取県西部総合事務所長 林 昭 男

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の住所 又は主たる事務所の 所在地	開発行為を 行う土地の 所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為 の変更の 許可年月 日
				土地の面積			開発行為 の工期	
				開発事業 区域の土 地の面積	開発行為を しようとする森林の土 地の面積	開発行為 に係る森 林の土地 の面積		
美保テクノス 株式会社 代表取締役 野津 一成	米子市 昭和町 25	西伯郡伯耆 町福島、二 部、畑池地 内	建設発 生土の 受入場 の設置	19.9650 ヘクター ル	17.7846 ヘ クター ル	15.4229 ヘ クター ル	平成25年 3月22日 から平成 30年3月 31日まで	平成25年 3月22日

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年 4 月 23 日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

医用画像情報（R I S ・ P A C S）システム 一式

(2) 調達物品の仕様等及び保守の範囲

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成25年 8 月 31 日（土）正午

(4) 納入場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法等

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る金額を記載すること。

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有するとともに、その資格区分が医療・理化学機器類の医療機器に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成25年5月7日(火)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 薬事法(昭和35年法律第145号)第40条の2第1項の規定により医療機器の修理業の許可を受けている者であること。
- (5) 平成25年4月23日(火)から同年6月3日(月)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 平成25年4月23日(火)から同年6月3日(月)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒680-0901 鳥取市江津730
鳥取県立中央病院事務局経営課
電話 0857-26-2271(内線2212)
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当
電話 0857-26-7433
- (3) 入札説明書等の交付方法
入札説明書その他の資料は、平成25年4月23日(火)から同年5月7日(火)までの間にインターネットのホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/chuoubyouin/>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。
なお、郵送による交付を希望する者は、240円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封し、交付期間中に(1)の場所へ請求すること。
ア 交付期間及び時間
平成25年4月23日(火)から同年5月7日(火)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時まで
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成25年6月3日（月）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時とする。）

イ 場所

鳥取県立中央病院大会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び1の(1)に係る納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成25年5月17日（金）午後5時までに提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規程の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Picture Archiving and Communication System, 1Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM 17 May, 2013

(3) Date and Time for the submission of tenders : 11 : 00 AM 3 June, 2013

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 3 June, 2013

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

TEL 0857-26-2271 ex. 2212